

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2020-171823(P2020-171823A)

【公開日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2020-043

【出願番号】特願2020-128040(P2020-128040)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月20日(2021.1.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備えた遊技機であって、

遊技に関する演出実行中に発光可能な発光部が実装されるとともに、反射効果を向上さ

せうる白色の反射向上領域が基板面に設けられた発光装飾基板を備え、

前記発光装飾基板として、前方発光装飾基板と、該前方発光装飾基板よりも後方に配置
される後方発光装飾基板とを有し、

前記反射向上領域は、少なくとも前記後方発光装飾基板の面部のうちの前記発光部が実
装される表面部と、該表面部に相対する面であって前記前方発光装飾基板の面部のうちの
前記発光部が実装されない裏面部とに設けられ、

さらに、前記前方発光装飾基板の裏面部側には、透光性を有する透光部材が設けられ、

前記透光部材は、前記前方発光装飾基板の裏面部の縁よりも外側に延出する延出透光部
位を有しており、

該延出透光部位は、前記後方発光装飾基板の前記発光部からの光を透光させうるよう
に、前記後方発光装飾基板の前方に位置しうるものであり、

さらに、前記前方発光装飾基板の表面部と前記後方発光装飾基板の裏面部にも、前記反
射向上領域を有する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

本発明は、

遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備えた遊技機であって、

遊技に関する演出実行中に発光可能な発光部が実装されるとともに、反射効果を向上さ
せうる白色の反射向上領域が基板面に設けられた発光装飾基板を備え、

前記発光装飾基板として、前方発光装飾基板と、該前方発光装飾基板よりも後方に配置
される後方発光装飾基板とを有し、

前記反射向上領域は、少なくとも前記後方発光装飾基板の面部のうちの前記発光部が実装される表面部と、該表面部に相対する面であって前記前方発光装飾基板の面部のうちの前記発光部が実装されない裏面部とに設けられ、

さらに、前記前方発光装飾基板の裏面部側には、透光性を有する透光部材が設けられ、
前記透光部材は、前記前方発光装飾基板の裏面部の縁よりも外側に延出する延出透光部位を有しております、

該延出透光部位は、前記後方発光装飾基板の前記発光部からの光を透光させうるように
、前記後方発光装飾基板の前方に位置しうるものであり、

さらに、前記前方発光装飾基板の表面部と前記後方発光装飾基板の裏面部にも、前記反射向上領域を有する

ことを特徴とする。

また、本発明とは別の発明として以下の手段を参考的に開示する。

手段1：遊技機において、

「遊技者の操作によって遊技媒体が打込まれる遊技領域と、
該遊技領域の後端を区画している平板状の遊技パネルと、
該遊技パネルに、正面視前記遊技領域内における上下方向の端部に取付けられているユニットベースと、

該ユニットベースにより正面視前記遊技領域内の中央に向かって昇降可能に取付けられており少なくとも前面に装飾が施されている装飾体本体と、

該装飾体本体とは異なる位置で、前後に延びた軸周りに回転可能に前記ユニットベースに取付けられている軸支部、及び該軸支部の中心より偏芯した位置に備えられている昇降ピンを有しており、前記遊技領域内に遊技媒体が打込まれることで変化する遊技状態に応じて前記軸支部を中心に前記昇降ピンが公転する昇降駆動部材と、

該昇降駆動部材の前記昇降ピンが摺動可能に挿入されていると共に正面視前記軸支部よりも左右方向の一方側で左右に延びるように前記装飾体本体に形成されており、左右両端部のうちの前記軸支部に近い側の端部付近の上辺から、該軸支部に近い側の側面に前記昇降ピンが当接した時に下端が該昇降ピンの旋回範囲内に侵入するように下方に突出しているロック突起を有している昇降用スリットと

を具備している」ものであることを特徴とする。